

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育委員会教育長
(保健体育課)

「流行警報」発令を受けたインフルエンザ対策の留意点について（通知）

県内のインフルエンザ様疾患の流行状況について、定点医療機関の報告による県内平均値が2月6日からの一週間に30.7となったことを受け、島根県は、本日「流行警報」を発令しました。

ついては、下記に留意のうえ、インフルエンザ対策に万全を期すよう貴所管の学校にご指導いただきますようお願いいたします。

記

1. 予防対策及び感染拡大防止対策の一層の徹底

平成24年1月26日付け島教保第568号で通知したとおり、学級、部活動等での毎日の健康観察の徹底に加え、感染予防、感染拡大防止のために、手洗い、うがい、咳エチケット等についても再度指導をする。

● 石けんをつけてこまめに手洗いをする

- ・ウイルスが付着した手で口や鼻をさわると、感染につながるため、外出後、食事前等こまめに石けんを使って手を洗う。



● 咳エチケット(人にうつさないために)に心がける

- ・ティッシュで口を押さえ、周りの人から顔をそむける。
- ・使ったティッシュはフタ付きのゴミ箱へ捨てる。
- ・咳やくしゃみがでる時は、必ずマスクをつける。
- ・マスクやティッシュがなければ、肘の内側で押さえる。



● 規則正しい生活習慣

- ・日ごろから十分な休養とバランスのとれた食事を取り、規則正しい生活をすることで、体力や抵抗力を高め、感染しにくい健康状態を保つ。

2. 危機管理対応の徹底

校内体制で防疫対策を徹底するとともに、「学校欠席者情報収集システム」で校区、地域等の流行状況を確認し、学校医と適宜情報交換をする。

【参照】 県教委ホームページ〔トップページ 学校管理（公立学校のインフルエンザ対策）〕
島根県感染症情報センターホームページ〔トップページ〕

【本件連絡先】教育庁保健体育課
健康づくり推進室 松井 浩美
電話 0852-22-6145 FAX 0852-22-6767

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(保健体育課)

「流行警報」発令を受けたインフルエンザ対策の留意点について（通知）

県内のインフルエンザ様疾患の流行状況について、定点医療機関の報告による県内平均値が2月6日からの一週間に30.7となったことを受け、島根県は、本日「流行警報」を発令しました。

各県立学校においては、下記に留意のうえ、インフルエンザ対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 予防対策及び感染拡大防止対策の一層の徹底

平成24年1月26日付け島教保第568号で通知したとおり、学級、部活動等での毎日の健康観察の徹底に加え、感染予防、感染拡大防止のために、手洗い、うがい、咳エチケット等についても再度指導をする。

● 石けんをつけてこまめに手洗いをする

- ・ウイルスが付着した手で口や鼻をさわると、感染につながるため、外出後、食事前等こまめに石けんを使って手を洗う。



● 咳エチケット(人にうつさないために)に心がける

- ・ティッシュで口を押さえ、周りの人から顔をそむける。
- ・使ったティッシュはフタ付きのゴミ箱へ捨てる。
- ・咳やくしゃみがでる時は、必ずマスクをつける。
- ・マスクやティッシュがなければ、肘の内側で押さえる。



● 規則正しい生活習慣

- ・日ごろから十分な休養とバランスのとれた食事をとり、規則正しい生活をするこで、体力や抵抗力を高め、感染しにくい健康状態を保つ。

2. 危機管理対応の徹底

校内体制で防疫対策を徹底するとともに、「学校欠席者情報収集システム」で校区、地域等の流行状況を確認し、学校医と適宜情報交換をする。

【参照】 県教委ホームページ〔トップページ 学校管理（公立学校のインフルエンザ対策）〕
島根県感染症情報センターホームページ〔トップページ〕

【本件連絡先】 教育庁保健体育課

健康づくり推進室 松井 浩美

電話 0852-22-6145 FAX 0852-22-6767